

R8. 6. 19 議員定数問題等調査特別委員会

弘田委員長	ただいまから議員定数問題等調査特別委員会を開きます。 本日は、6月定例会で報告を行います議員定数問題等調査特別委員会報告書について、御協議願うためお集まりをいただきました。 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願います。
1. 弘田委員長	委員会報告書について 初めに、特別委員会報告書についてであります。 本委員会が付託を受けました県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数の調査検討につきましては、前回までの委員会で協議を全て終了し、委員会としての結論を得ることができました。これを受け、この特別委員会の報告を6月定例会の閉会日に行いたいと思います。 つきましては、これまでの検討・協議の経緯等を踏まえ、委員会報告書の案を作成しておりますので、本日はこれをもとに協議を進めていきたいと思います。 それでは、報告書の1ページから順に御意見をいただきながら調整してまいりたいと思います。 まず、1ページを書記に朗読させます。
書記	それでは1ページを朗読させていただきます。 議員定数問題等調査特別委員会報告書 都道府県の議会の議員の定数の決定は、平成23年4月の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の改正により、都道府県の自主的な判断において、条例で定めることとされている。 また、平成25年12月の公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）の改正により、都道府県議会の議員の選挙区については、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとされている。 さらに、令和7年は国勢調査の年に当たり、令和8年には速報値及び確定値が公表されることから、その後の議員定数のあり方について見直しが求められることとなった。 このため、令和6年6月定例会において、これらの問題について、専門的かつ集中的に調査検討を行う機関として10名の委員をもって構成する「議員定数問題等調査特別委員会」が設置された。 当特別委員会は、――ここには実際は回数が入ります―― 回にわたり委員会を開催し審査を重ね、総合的に調査検討を行ってきた。 以下、その調査結果について報告する。
弘田委員長	何か御意見はありますか。 （な し）
弘田委員長	特に御意見はないようですので、この案文のとおりで御了承願います。

R8. 6. 19 議員定数問題等調査特別委員会

(了 承)

弘田委員長

次に、2 ページの「Ⅰ これまでの検討経過等」ですが、1 から10までは、前々回までの議員定数問題についての協議の概要であり、前回の委員会報告書にも記載されておりますので朗読は省略し、書記から要点の説明をさせます。

書記

それでは、2 ページの「Ⅰ これまでの検討経過等」について御説明いたします。

県議会の議員の数については、公職選挙法第15条第8項において、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない」と規定されており、人口比例によることが原則となっております。

県議会議員の選挙区及び選挙区別議員定数については、これまで国勢調査調査の結果などを受け、この原則をもとに見直しが行われてきました。

以下、1 から10までを御説明いたします。

1 につきまして、昭和60年の国勢調査の結果では、人口比例の原則による選挙区別議員定数の試算は1 増 1 減となりましたが、ただし書を適用し、議員定数は変更しないことを内容とする議案が可決され、選挙が実施されました。

2 につきまして、平成2年の国勢調査の結果では、1 の問題に加え、室戸市・東洋町選挙区と安芸市・芸西村選挙区の人口が逆転していることが明らかになり、人口比例の原則に基づく1 増 1 減案が提案されましたが否決され、選挙が実施されました。

3 につきまして、平成7年の国勢調査の結果による試算は2 増 2 減となり、また公職選挙法の改正に伴い、衆議院の小選挙区制で分区された各区域を1 つの選挙区とすることも可能となり、新たな問題が生じました。

これを受け、議員定数42人を1 人削減し、41人とする内容を内容とする議案とともに、室戸市・東洋町選挙区の定数2 人を1 人減とし、1 人とする、土佐清水市・三原村選挙区を土佐清水市選挙区とし、宿毛市・大月町選挙区を宿毛市・大月町・三原村選挙区とすること、高知市選挙区、須崎市選挙区、吾川郡選挙区、高岡郡選挙区については、「ただし書」を適用し、現行どおりとする議案が提案、可決され、選挙が実施されました。

4 につきまして、平成12年の国勢調査の結果による試算は2 増 2 減となり、新たに土佐郡選挙区が強制合区の対象となることが明らかになりました。また自治法が改正され、都道府県議会の議員の定数は条例で定めることとされました。

これを受け議員定数は引き続き41人とする、土佐郡選挙区は公職選挙法第271条第2項、これは現在の271条のことですが、この規定を適用して1 選挙区とし、高知市選挙区、須崎市選挙区、高岡郡選挙区については、ただし書を適用し、現行どおりとする議案が提案、可決され、選挙が実施されました。

5につきて、旧合併特例法の期限である平成17年3月末までの合併を目指し、法定協議会が設置され協議が進められておりました。これは選挙区別議員定数の変更要因となることから、旧合併特例法第15条の都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例について調査検討が行われた結果、次の一般選挙には旧合併特例法を適用しないが、次の一般選挙までの間に行われる補欠選挙には適用し、従前の選挙区によることとなりました。これを受けて議案が提案、可決され、平成16年11月には補欠選挙が実施されました。

6につきて、平成17年の国勢調査の速報値による試算が3増3減となり、並びに土佐郡選挙区が強制合区の対象となることが明らかになりました。また土佐市選挙区と香美市選挙区の人口逆転が明らかとなったほか、議員の定数の削減も検討が行われました。

その結果、定数41人を2人削減し、39人とする、また、土佐郡選挙区と長岡郡選挙区を合区して1人削減し定数1人とし、須崎市選挙区を1人削減し定数1人、高知市選挙区、南国市選挙区、土佐市選挙区、高岡郡選挙区は、ただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする議案が提案、可決され、施行されました。

なお、新合併特例法に規定する都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例の適用については、平成19年4月の選挙において選出された議員で協議することとされました。

7につきて、高知市と吾川郡春野町が平成20年1月1日に合併することとなり、新合併特例法第21条第1項に基づく特例条例の制定について検討が行われ、次の一般選挙までに行われる補欠選挙に限り、従前のとおりとすることを内容とする議案が提案、可決され、施行されました。

8につきて、平成22年に国勢調査が行われましたが、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の附則により、平成23年1月1日までに国勢調査の結果による人口が官報で公示されなかった場合は、県の条例の定めるところにより、官報で公示された平成17年の国勢調査の結果による人口によることができるとされました。

これを受けて平成23年4月の一般選挙については、平成17年の国勢調査の結果による人口によることを内容とする議案が提案、可決され、議員定数などの変更は行わないまま選挙が実施されました。

9につきて、平成23年4月の自治法の改正により、都道府県議会の議員の定数の上限の定めが廃止され、議員定数は条例で定めることとされました。また、平成22年の国勢調査による試算は2増2減となったほか、公職選挙法の改正により、郡の制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとされたことから、選挙区の見直しについて検討が行われました。

その結果、議員定数39人を2人削減し37人とする、土佐市選挙区を1人削減し定数1人に、高岡郡選挙区を1人削減し定数3人に、高知市選挙区、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区は、ただし書を適用し現行どおりとする議案が提案、可決され、施行されました。

R8. 6. 19 議員定数問題等調査特別委員会

	なお、公職選挙法の改正に基づく抜本的な選挙区などの見直しについては、次の機会に委ねることとされました。 10につきまして、平成27年の国勢調査による試算は、高知市選挙区が2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区がそれぞれ1人減の2増2減となることが明らかになり、前回の特別委員会の抜本的な選挙区等の見直しが必要で、その際には、第三者からの意見を聞きながら協議を行う必要があるとの申し送りにより、地域を代表する関係町村長の意見も聴取しながら検討が行われました。 その結果、県議会議員の定数は引き続き37人とした上で、平成29年6月定例会に高岡郡選挙区を中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区（定数2人）と、佐川町・越知町・日高村選挙区（定数1人）に区分し、高知市選挙区、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区は、公職選挙法第15条第8項のただし書を適用し、現行どおりとすることを内容とする議案が提案、可決され、平成31年4月の選挙から施行されました。 以上です。
弘田委員長	それでは、1から10までは説明のあったとおりですので、案文のとおりで御了承願います。 （了 承）
弘田委員長	次に、6ページの11は、前回の特別委員会の協議の概要であり、今回新たに記載するものです。 書記に朗読させます。
書記	令和2年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、前回と同じく、高知市選挙区が2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区がそれぞれ1人減の「2増2減」となることが明らかになった。 また、宿毛市・大月町・三原村選挙区（定数2人）は、土佐市選挙区（定数1人）と香美市選挙区（定数1人）との、吾川郡選挙区（定数2人）は香美市選挙区（定数1人）との人口が逆転していることが明らかになった。こうしたことを踏まえてこれらの選挙区について検討が行われた。 その結果、県議会議員の定数は引き続き37人とした上で、選挙区は現行どおり、高知市選挙区（現行定数15人）、宿毛市・大月町・三原村選挙区（現行定数2人）及び吾川郡選挙区（現行定数2人）の定数は、公職選挙法第15条第8項ただし書を適用し、現行どおりの定数とすることとし、令和5年4月の選挙が実施された。
弘田委員長	何か御意見はありますか。 （な し）
弘田委員長	特に御意見はないようですので、この案文のとおりで御了承願いま

	す。
	(了 承)
弘田委員長	次に、6 ページからの「Ⅱ 特別委員会の検討課題」です。 書記に朗読させます。
書記	Ⅱ 特別委員会の検討課題 県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数についての検討課題は、次のとおりである。 1 議員定数について 令和7年の国勢調査の速報値で高知県の人口は64万3,437人となり、令和2年の国勢調査と比べ、この5年間で4万8,090人の減少となった。自治法第90条第1項の規定により、都道府県議会の議員の定数は条例で自由に定めることができるため、選挙区等の見直しと併せて議員定数を何人とするのかについても検討する必要がある。 2 選挙区について 公選法第15条第1項の規定により、選挙区は①一の市の区域 ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域 ③隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされているため、選挙区の在り方をどう考えるのか検討する必要がある。 3 強制合区について 公選法第15条第2項の規定により、選挙区の人口は議員1人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならないとされており、その条件を満たさない選挙区がある場合は、隣接する市町村との強制的な合区について協議する必要がある。 4 市の区域の任意合区について 公選法第15条第3項の規定により、一の市の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であっても議員1人当たりの人口に達しないときは隣接する市町村と合区することができるとされており、該当する市を含む選挙区における任意の合区を行うか検討する必要がある。 5 町村の区域の単独選挙区について 公選法第15条第4項の規定により、一の町村の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは1選挙区とすることができるとされており、この規定を適用している選挙区を引き続き単独の選挙区とするか検討する必要がある。 6 衆議院小選挙区特例について 公選法第15条第5項の規定により、一の市町村が衆議院小選挙区により2以上の区域に分かれている場合は、分かれた各区域を市町村の区域とみなすことができるとされており、該当する市町村を分区するか検討する必要がある。 7 選挙区別議員定数について 公選法第15条第8項の規定により、選挙区ごとの議員定数は人口に比例して条例で定めなければならないとされている（人口比例の原則）

が、同条同項では「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」として例外を容認している。このため、人口比例の原則によって導き出される選挙区ごとの定数に対し、この「ただし書」を適用するかについて検討する必要がある。

以上、それぞれの課題について検討を行うこととした。

弘田委員長

何か御意見ありますか。

(な し)

弘田委員長

特に御意見はないようですので、この案文のとおりで御了承願います。

(了 承)

弘田委員長

次に、7ページの「Ⅲ 特別委員会の審査・調査の概要」です。少し長いので、まず、7ページの「Ⅲ 特別委員会の審査・調査の概要」から、9ページの「3 強制合区について」の手前までを書記に朗読させます。

書記

Ⅲ 特別委員会の審査・調査の概要

当特別委員会において調査検討した各項目についての審査内容等の概要は、次のとおりである。

1 議員定数について

議員定数については、都市部と中山間地域の声がバランスよく県政に働く環境を維持しつつ、常任委員会の議論の幅や深さを担保するため、現定数を維持する、あるいは区割りによっては最小限の定数増があってもよいが、見直しがないのであれば現状が妥当との意見が全ての会派から出され、現行どおり37人とすることで一致した。

2 選挙区について

選挙区については、平成25年の公選法改正により郡の制約なく見直すことができるようになっていることを踏まえて検討を行い、次のような意見が出された。

(1) 現行どおりとするとの意見

(その理由)

- ・人口が少ない地域の声を議会に反映させるため、中山間地域の選挙区をしっかりと残していくことが大事。

- ・国に対して参議院選挙区の合区解消に取り組む中、現時点で新たな合区を進める立場ではなく、合区することで1人区の解消を行うのは、過疎地の切捨てにつながる。

- ・複数人区は人口の多い自治体に議席が集中し、参議院選挙区の合区によって地域の声が県政に届きにくくなったことと同じ事態となる可能性がある。

- ・1人区を合区することは、歴史的な背景もあり慎重な議論が必要。

(2) 見直すべきとの意見

(その理由)

・人口比例に基づく配分を基本とし、公選法第271条の規定による強制合区の特例を認めないこと、逆転現象を起こさせないことが重要。

・経済や文化、地理的背景なども考慮し、中長期的に選挙区のあるべき姿を示していく議論が必要。

・有権者の多様な意見を反映させるためには、1人区を解消し複数人区とすることが必要。

・強制合区の可能性も含め、抜本的な議論をすべき。

選挙区の見直しについては、強制合区も含め区割りを見直した以下の2案が提案された。

ア 1票の格差の是正と1人区及び人口逆転現象の解消に重点を置いた見直し案

1 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区と、安芸市・芸西村選挙区を合区し、定数2人とする。

2 香美市選挙区と、長岡郡・土佐郡選挙区を合区し、定数2人とする。

3 四万十市選挙区と黒潮町選挙区を合区し、定数3人とする。

4 宿毛市・大月町・三原村選挙区から大月町、三原村を分区し、宿毛市選挙区として定数1人とする。

5 分区した大月町、三原村を土佐清水市選挙区と合区し、定数1人とする。

イ 1票の格差の是正と中長期的な選挙区の在り方に重点を置いた見直し案

1 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区と、安芸市・芸西村選挙区を合区し、定数2人とする。

2 吾川郡選挙区を分区し、いの町を土佐市選挙区と合区し、定数3人とする。

3 吾川郡選挙区を分区し、仁淀川町を中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区と合区し、定数2人とする。

4 香美市選挙区と、長岡郡・土佐郡選挙区を合区し、定数2人とする。

5 四万十市選挙区と黒潮町選挙区を合区し、定数3人とする。

6 宿毛市・大月町・三原村選挙区から、大月町、三原村を分区し、宿毛市選挙区として定数1人とする。

7 分区した大月町、三原村を土佐清水市選挙区と合区し、定数1人とする。

これらの意見を踏まえ、下記「4 市の区域の任意合区について」及び「5 町村の区域の単独選挙区について」と一括して検討を行った。

弘田委員長

何か御意見はありますか。

坂本委員

読み間違いかもしれませんが。

例えば8ページの(1)現行どおりとするとの意見のところで、地域の声が「県政に」届きにくくなったと読まれましたけど「国政は」。

R8. 6. 19 議員定数問題等調査特別委員会

	アの３、「定数３人する」となってますが、「定数３人とする」というふうに訂正しておいたほうがいいのではないですか。
飯田議事課長	下から２行目の３、「四万十市選挙区と黒潮町選挙区を合区し、定数３人する」という箇所、「と」が抜けておりますので、入れさせていただきます。
田中委員	あわせて次のイも同じように、５、四万十市選挙区と黒潮町選挙区のところ「定数３人する」となっている。
弘田委員長	「と」が抜けているわけですね。分かりました。訂正をいたします。ほかに何か御意見ありますか。 (な し)
弘田委員長	特に御意見はないようですので、先ほど指摘のあったことを付け加えて、この案文のとおりで御了承願います。 (了 承)
弘田委員長	次に、９ページの「３ 強制合区について」から、１０ページの「６ 衆議院小選挙区特例について」までを書記に朗読させます。
書記	３ 強制合区について (１) 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区が強制合区の対象となった場合、公選法第２７１条の特例を適用し現行どおりの選挙区とするのか、隣接する選挙区のいずれかと合区するかについて、県の推計人口を参考にしながら検討を行い、次のような意見が出された。 ア 現行どおりとするとの意見 (その理由) ・中山間地域の振興に取り組む中、人口という一側面のみをもって拙速に変更するべきではなく、地域の声を届ける仕組みを守るべき。 ・合区することによって地域の文化や経済圏を損ないかねない。 イ 合区すべきとの意見 (その理由) ・中長期的展望を視野に、他の選挙区と合区すべき。 ・人口減少が進む中で、特例を適用できる選挙区がある一方で、直ちに強制合区せざるを得ない選挙区があり、当分の間とされている特例の適用については課題がある。 検討過程において、住民意識、経済活動及び行政機能等、様々な観点から、地域間・町村間の関係性等について把握するため、当該選挙区を構成する５町村長からの意見聴取を実施した。 ○５町村長の主な意見 ・中芸５町村は現在も中芸広域連合を構成して行政を実施しており、文化や生活圏も周辺の東部地域の市町村とは違う地域特性がある。

	・合区することによって中芸地域から議員がいなくなれば、地域の声が県政に届きにくくなる。 ・強制合区の対象となったとしても、地域の声を県政に反映させるため、公選法第271条の特例を適用して現在の選挙区を維持してほしい。 以上の意見を踏まえ、検討した結果、当該選挙区については現行どおりとする方向性で、国勢調査の速報値を見て最終決定するとしていたが、国勢調査の速報値では強制合区の対象となる選挙区はなかった。 4 市の区域の任意合区について 土佐清水市選挙区が該当しており、大月町、三原村と合区する案も示されたが、最終的に上記「2 選挙区について」と一括して検討を行った。 5 町村の区域の単独選挙区について 黒潮町選挙区が該当しており、四万十市選挙区と合区する案も示されたが、最終的に上記「2 選挙区について」と、一括して検討を行った。 6 衆議院小選挙区特例について 高知市が該当しているが、現行どおり分区をしないことで一致した。
弘田委員長	何か御意見はありませんか。 (な し)
弘田委員長	特に御意見はないようですので、この案文のとおりで御了承願います。 (了 承)
弘田委員長	次に、10ページの「7 選挙区別議員定数について」を書記に朗読させます。
書記	7 選挙区別議員定数について 今回、令和7年の国勢調査の速報値を基に、議員定数を現行の37人として試算したところ、高知市選挙区（現行定数15人）は3人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区（現行定数2人）、吾川郡選挙区（現行定数2人）及び中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区（現行定数2人）はそれぞれ1人減の「3増3減」となる。 また、香美市選挙区（現行定数1人）及び土佐市選挙区（現行定数1人）は宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区より人口が多いことから、宿毛市・大月町・三原村選挙区、また吾川郡選挙区にただし書の規定を適用し現行どおり2人とした場合、人口の逆転現象が生じる。 こうしたことを踏まえて各選挙区について検討を行い、次のような議論がなされた。 (1) 高知市選挙区については、現在の定数15人が定着していること、また中山間地域を含めた多様な地域の声を県政に反映できる体制を

担保するため、ただし書を適用して現行どおり定数を15人に据え置くことで一致した。

(2) 高知市選挙区の人口比例原則に基づく試算との差引き3人分をどの選挙区に配当するかについて、以下の意見が出された。

ア 宿毛市・大月町・三原村選挙区、吾川郡選挙区及び中土佐町・構原町・津野町・四万十町選挙区にただし書を適用し、現行どおりそれぞれ定数を2人とするとの意見。

(その理由)

- ・ただし書は人口比例で定数を定めることができない特別の事情がある場合に対応するためのものであり、中山間地域の実情に対応するものである。

- ・複数市町村で構成される広域選挙区では、複数の基礎自治体と県とのつなぎ役、補完機能を担う必要があり、県都から遠く面積が広いことを踏まえれば、複数の議席を確保する必要がある。また、複数の議席とすることが地域代表機能の確保に直結する。

- ・参議院議員選挙における合区の解消を国に強く求めている県議会として過疎地域の切捨てにつながる新たな合区を進めることは矛盾している。

- ・人口逆転現象は課題だが、合区した場合、人口の多い市から2名選出されることにもなり、中山間地域の意見が廃れてくる可能性がある。

- ・定数訴訟において、人口比例による定数との乖離が僅かである場合には適法とされており、土佐市、香美市の1議席はこの許容範囲内である。

- ・全国都道府県議会議長会において選挙区制度の見直しが議論されており、こうした国全体の制度の見直しの動向を見極める必要がある。そのため、今回は現行の区割りと定数の枠組みを維持すべき。

イ 定数配分を見直すべきとの意見

(その理由)

- ・1票の格差是正が喫緊の課題であり、逆転現象及び1人区は解消すべき。

- ・逆転現象については、前回もあった議論であるので、今回で解消すべき。

また議論の中で、前回に引き続き人口逆転現象が生じたまま現行どおりとすることについては、県民への説明責任を果たすべきとの考えが示された。

以上の議論の後、最終的に、上記(2)のアで示された現行どおりとする案と、人口逆転現象の解消を重視した案の2案が示された。

ウ 土佐市選挙区を吾川郡選挙区と合区して定数3人、香美市選挙区を長岡郡・土佐郡選挙区と合区して定数2人とする案

(その理由)

中長期的な展望を視野に、当初の区割りを分区せずに合区することで逆転現象を解消する。

ウについては、採決の結果、賛成少数で否決された。

エ 吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数は、それぞれ1人削減して1人とし、土佐市選挙区及び香美市選挙区の定数は、

	それぞれ 1 人増員し 2 人とする案 (その理由) ウの案が否決されたが、逆転現象は前回から続いている状況であり、 今回もその状況のまま決定するのは疑問があるため、急遽提案した。 エについては、ウが否決された後に人口逆転現象を解消する新たな案 として緊急提案され、議論を深める時間的余裕がない中、その場で直ち に採決が行われ、賛成多数で可決された。
弘田委員長	何か御意見はございませんか。
岡田(芳)委員	12ページの緊急提案の最後、「議論を深める時間的余裕がない中、そ の場で直ちに採決が行われ、賛成多数で可決された」というところ。経 過はこうかもしれませんが、委員長がこういう議事運営をされた ということなので。委員長は意見を聞きましたよね。
弘田委員長	小休止にいたします。 (小 休) ○その場で採決を迫られる中で、そうするしかなかった。 ○先ほど言ったように、流れはこうですが、ということが前提か。 ○そのままの意見を言ったらだめなのか。 ○そんなことはないが、委員長の権限で載せられたということか。 ○そのとおり。
弘田委員長	それでは、正場に復します。 ほかに御意見はありますか。 (な し)
弘田委員長	特に御意見はないようですので、この案文のとおりで御了承願いま す。 (了 承)
弘田委員長	次に、12ページからの「Ⅳ まとめ」です。 書記に朗読させます。
書記	Ⅳ まとめ 以上、述べてきた審査・調査の経過を踏まえ総合的に検討した結果、 当特別委員会は県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数等につ

いて、採決の結果、賛成多数で以下の結論に至った。

- 1 議員定数は現行どおりの37人とする。
- 2 選挙区については現行どおりとする。
- 3 吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数は、それぞれ1人削減して1人とする。
- 4 土佐市選挙区及び香美市選挙区の定数は、公選法第15条第8項ただし書を適用し、それぞれ1人増員して2人とする。
- 5 高知市選挙区（現行定数15人）及び中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区（現行定数2人）の定数は、公選法第15条第8項ただし書を適用し、現行どおりの定数とする。

当特別委員会は、令和7年の国勢調査の僅か1年半後に一般選挙が実施されるという状況であり、前回の特別委員会からの申し送りを踏まえて、令和6年6月定例会において設置され、地元の首長の意見も聞きながら検討してきた。

全国都道府県議会議長会において、人口比例の原則が地域の代表機能の低下を招きかねないという問題意識から、人口の少ない地域の議員定数を確保するための制度の見直しが議論されている状況で、国勢調査の速報値を基準に議論を行い、今回の結論を出すに至ったが、中長期的な視点に立った抜本的な選挙区等の見直しについては次の機会に委ねることとなった。

今後も人口減少や都市部と中山間地域との人口格差が進行し、複数の選挙区が強制合区に該当することなども想定されるため、次の見直しの機会においては、参議院の合区解消の動きや全国都道府県議会議長会の今後の動き等、国全体の制度の見直しの動向を踏まえつつ、地域代表の確保はどうあるべきかなど、いろいろな観点から検討する必要があると思われるので、地元の意見や有識者など第三者の意見も広く聞きながら、抜本的な見直しについて十分な協議を行う必要がある。

弘田委員長

何か御意見はございませんか。

坂本委員

13ページの2段落目、3行目に「地元の首長の意見も聞きながら」という箇所があるんですけど、どこの地元かというのが分からないので、全部の町名を書くかどうかは別にして、例えば強制合区の対象になるとか、どこか分かるように記述したほうがいいと思います。

弘田委員長

ほかに御意見はありますか。

塚地委員

前回と今回の議論の一つとして、県議会に多様な意見をどう反映させるかというのも区割りの中では大事な要素の課題として提起してきましたし、前回もそういう申し送りがあったように思うので、そこは考慮していただけないかと。そういった課題意識も申し送りの中に入れていただけたらありがたいので、委員長、副委員長で御相談いただけたらと思います。

弘田委員長

分かりました。

R8. 6. 19 議員定数問題等調査特別委員会

	ほかに御意見ありますか。
田中委員	多様な意見というのは、具体的にどういう意味合いで入れるかということをお説明いただきたい。
塚地委員	これまでも1人区の問題をずっと議論してきて、1人区が6割を占める都道府県は本当に少なく、高知県は断トツで1人区が多い県になっております。 そういう点では、複数人区の中で女性や若者も出てきやすいというのがあるので、それをこれまでも具体的な意見として述べてきたつもりです。
田中委員	私は理解しましたので、あとは正副委員長で。
弘田委員長	ただいま坂本委員、塚地委員からいただいた御意見については、正副委員長で調整をさせていただいた上で、この報告書に反映させたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
弘田委員長	それでは、さよう決めます。 特別委員会報告書の全ての案文の確認が終わりました。 先ほど修正の要望があった部分は調整して載せていくこととし、その他の箇所については案のとおりとしまして、細部の文言調整については正副委員長に一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なし)
弘田委員長	それでは、さよう決めます。
2. 委員長報告について	
弘田委員長	次に、委員長報告についてであります。 書記に朗読させます。
書記	議員定数問題等調査特別委員会が付託を受けました県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数についての、調査の経過並びに結果について御報告いたします。 当特別委員会は、令和6年6月定例会において設置され、以来13回にわたる委員会と関係町村長からの意見聴取を実施し、令和7年の国勢調査の速報値や市町村の実情を考慮し、論議を重ねながら、県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数について総合的に調査検討を行ってまいりました。 まず、議員の定数についてであります。 令和7年の国勢調査の速報値によりますと、本県の人口は、令和2年の国勢調査と比べると、4万8,090人減少して、64万3,437人となり、人

口の減少が一層進んでいることが明らかとなりました。

都道府県議会の議員の定数は、県が条例で自由に定めることができることから、選挙区等の見直しとあわせて議員定数を何人とするのかについても検討する必要がありました。

次に、選挙区については、公職選挙法の規定を踏まえ、選挙区の在り方、強制合区、任意合区、町村単独選挙区、衆議院小選挙区特例の諸課題について検討する必要がありました。

次に、選挙区別議員定数については、議員定数と選挙区を現行のままとした場合、令和7年の国勢調査の速報値に基づき、公職選挙法第15条の規定による人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が定数18人で3人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区、吾川郡選挙区及び中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区がそれぞれ定数1人で1人減となることが明らかとなりました。

また、宿毛市・大月町・三原村選挙区、吾川郡選挙区及び中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区に、人口比例原則の例外規定である同法同条第8項のただし書を適用して現行どおり定数2人とした場合、定数1人の香美市選挙区及び土佐市選挙区との間で人口の逆転現象が生じることが明らかとなりました。

これらの検討課題について、議員定数をどうするのか、また選挙区の在り方はどうするのか、さらには人口比例の原則によって導き出された選挙区別の議員定数に対してただし書を適用するのか、人口逆転現象をどうするのかといったことなどについて論議を行いました。

審査の過程では、委員から様々な意見が出され、最終的に逆転現象を解消する新たな案として緊急提案され、議論を深める時間的余裕がない中、その場で直ちに採決が行われ、賛成多数で可決されました。調査結果は、お手元に配付されております特別委員会報告書のとおりでありますので、ここでは検討経過、検討課題、審査・調査の概要は省略させていただき、その内容のうち主要な部分であります「まとめ」の部分について御報告申し上げます。

ここは、現状のまとめの内容で読ませていただきます。

まず、議員定数については、都市部と中山間地域の声がバランスよく県政に働く環境を維持しつつ、常任委員会の議論の幅や深さを担保するため、現行どおりの37人とし、選挙区についても現行どおりとすることにいたしました。

次に、選挙区別議員定数についてであります。

吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数は、それぞれ1人削減して1人とし、土佐市選挙区及び香美市選挙区の定数は、公職選挙法第15条第8項ただし書を適用し、それぞれ1人増員して2人とし、ことにいたしました。

高知市選挙区及び中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区の定数は、公職選挙法第15条第8項ただし書を適用し、現行どおりの定数とすることにいたしました。

当特別委員会は、令和7年の国勢調査の僅か1年半後に一般選挙が実施されるという状況であり、前回の特別委員会からの申し送りを踏まえて、令和6年6月定例会において設置され、地元の首長の意見も聞きな

から検討してきました。

全国都道府県議会議長会において、人口比例の原則が地域の代表機能の低下を招きかねないという問題意識から、人口の少ない地域の議員定数を確保するための制度の見直しが議論されている状況で、国勢調査の速報値を基準に議論を行い、今回の結論を出すに至りましたが、中長期的な視点に立った抜本的な選挙区等の見直しについては次の機会に委ねることとなりました。

今後も人口減少や都市部と中山間地域との人口格差が進行し、複数の選挙区が強制合区に該当することなども想定されるため、次の見直しの機会においては、参議院の合区解消の動きや全国都道府県議会議長会の今後の動き等、国全体の制度の見直しの動向を踏まえつつ、地域代表の確保はどうあるべきかなど、いろいろな観点から検討する必要があると思われますので、地元の意見や有識者など第三者の意見も広く聞きながら、抜本的な見直しについて十分な協議を行う必要があります。

以上の結論について御報告いたしますとともに、この報告書が承認された後に、「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案を提案することにいたしましたので、申し添えます。

同僚議員各位の適切な御判断をよろしくお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

弘田委員長 それでは、ただいま朗読した案をもとに委員長報告の取りまとめをしたいと思います。
何かありましたら御発言願います。

坂本委員 異議はないんですけども、先ほどこの報告書を修正する箇所があると言われましたので、その内容を反映した形で、この委員長報告は修正をお願いします。

弘田委員長 それでは委員長報告については、ただいま協議させていただいた内容とし、報告書の修正事項を反映させたものとしたいので、細部の文言調整は正副委員長に一任いただくということではいかがでしょうか。

(異議なし)

弘田委員長 それではさよう決します。

3. 条例案について

弘田委員長 次に、条例案についてであります。
事務局に説明をさせます。

飯田議事課長 それでは条例の改正案について説明をさせていただきます。
まず最初の議案説明ですが、令和7年に行われた国勢調査の結果及び市町村の実情を考慮し、高知県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めようとするものであるとしております。

	次のページは議案となります。 内容は、土佐市選挙区及び香美市選挙区の定数をそれぞれ２人として、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区の定数をそれぞれ１人に改正しようとするものです。 施行日は次の一般選挙からとなっております。 次のページには新旧対照表をお示ししております。 説明は以上でございます。
弘田委員長	質問がありましたらどうぞ。 (な し)
弘田委員長	それでは、条例の改正につきましてはこの内容で御了承願います。 なお、条例案につきましては、報告書が承認された場合は、賛同する委員の連名で提出することとなりますので御了承願います。 (了 承)
弘田委員長	細部の文言調整については正副委員長に一任いただきたいと存じますが、御異議ありませんか。 (異議なし)
弘田委員長	それではさよう決めます。
4.	その他
弘田委員長	その他で何かございませんか。 (な し)
弘田委員長	本日の協議事項は以上であります。 これをもちまして、当特別委員会も終了となります。 御協力ありがとうございました。 私から御挨拶をさせていただきます。 この委員会は、それぞれ多くの意見が出て、委員の皆さんも大変御苦労されましたし、取りまとめに当たっては多数決を取らせていただきました。どうして多数決かというと、やっぱり皆さんの意見がそれぞれ違っておると。それぞれの背景もありますし、どれが正解でどれが正しいとかいうことではなくて、皆さんの言われていることが全て理にかなっていると感じています。 本当に長い間でしたけれど、御協議いただいて結論を得ることができました。 ありがとうございました。
西森(雅)副委	大変お疲れさまでした。

R8. 6. 19 議員定数問題等調査特別委員会

員長

令和6年6月に特別委員会が設置され、2年にわたり議論がされてきたところでした。副委員長として委員長を補佐する役割を十分果たせたかというところはありませんけれども、皆様の御協力をいただいて今日を迎えることができました。

改めて、感謝申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。